

改正

平成26年3月28日訓令第5号

只見町被災者義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 只見町における災害に係る義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、只見町被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 義援金の配分対象者に関する事。
- (2) 義援金の配分基準に関する事。
- (3) 義援金の配分時期に関する事。
- (4) 義援金の配分方法に関する事。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 只見町民生委員児童委員協議会代表
- (2) 社会福祉法人只見町社会福祉協議会代表
- (3) 副町長
- (4) 総合政策課長
- (5) 町民生活課長
- (6) 保健福祉課長
- (7) 前6号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項に掲げる者が、義援金被配分者となることが予想される場合は、委員から除外できるものとする。ただし、町長が当該委員の被災状況を勘案し適当と認める場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議で協議した事項について、遅滞なく町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。